

評価報告概要表

■第三者評価機関

名称	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
評価調査日	平成20年12月11日(木)

■福祉サービス事業者情報

名称	はたぶ園	種別	知的障害児通園施設
代表者氏名	施設長 坂徳正剛	開設年月日	平成7年2月23日
設置者	社会福祉法人 下関市社会福祉事業団	定員(利用人数)	30名(33名)
所在地	〒751-0827 下関市幡生本町26番12号		
電話番号	083-233-9850	FAX番号	083-233-9851
ホームページアドレス			

■総評

全体を通して(事業所の優れている点、独自に工夫している点など)

◇特に評価の高い点

施設長のリーダーシップのもと、児童福祉施設として和やかで気配りのある温かな雰囲気が感じられます。

下関市こども発達センターの中核施設として、心身障害児の早期療育・訓練・相談等の事業を実施しています。各専門職の協力体制により、「一人ひとりの発達に応じた」療育支援が行われ、保護者に深い信頼と安心感を持って受け入れられています。

また、保育園・幼稚園との交流保育、ボランティアの育成、公開研修会の実施、レスパイトサービスの提供など、地域のニーズに基づいたサービスの提供や地域とのかかわりを大切にした活動が行われています。子ども発達センターの総合的機能を活用したこれらの取り組みは高く評価されます。

◇改善を求められる点

福祉サービスの質の確保・向上には、目指す理念や基本方針を実現するための計画の策定と実施、及び定期的な評価・見直しが必要です。サービス内容の評価を行うことにより、施設が取り組むべき課題を明確にし、課題に対する改善策や改善計画を立て実行していくという組織としての取り組みが重視されます。そのためにも職員総参画の仕組みを整備されることが求められます。また、個々のサービスの標準的な実施方法についても文書化し、一定水準のサービスが効果的に提供されることが望まれます。

■第三者評価結果に対する事業者のコメント・事業所のPR

(事業者コメント)

日頃行っている療育や支援について、自己評価するよい機会となりました。全職員で自己評価調査票を記入していくことで、センター全体の良い点、改善すべき点が浮き彫りとなりました。今後、この機会に得た情報をもとに課題を整理し、全職員が足並みを揃えて同じ方向を向き、センターのより良い支援へつなげていきたいと思います。

(事業者PR)

こども発達センターでは通園部門、児童ディサービス部門、母子通園訓練部門、発達支援室、相談支援、療育等支援、それぞれの事業を行っています。多方面からの支援を専門スタッフで行っています。お子さんの発達に不安や悩み等がありましたら、どの様なことでも、どなたでもお気軽にご相談ください。

評価報告概要表

I 福祉サービスの基本方針と組織	a	6	b	5	c	1	Na	0
------------------	---	---	---	---	---	---	----	---

理念や基本方針は明文化され、職員、利用者に周知徹底されており、施設の目指す方向が内外に明確に示されています。さらに具体的な取り組みを進めるには中・長期計画の見直しと事業計画への反映及び周知が必要です。

施設長は職員や利用者に積極的かかわる中で、それぞれの意向をくみ取り、サービスの質の向上に向けた取り組みにリーダーシップを発揮されています。

II 組織の運営管理	a	7	b	12	c	2	Na	1
------------	---	---	---	----	---	---	----	---

地域の保育園・幼稚園との交流保育の実施や、公開研修会・広報誌の配布等、施設の持つ機能を地域に開放提供するなど地域との交流と連携がなされています。また、実態調査を行い地域の福祉ニーズを把握し、卒園児の保護者等のためのレスパイトサービスを実施するなど評価できます。

職員の個別研修計画の作成や実習生の受け入れ体制の整備、安全確保マニュアルの作成等については改善が望まれます。

III 適切な福祉サービスの実施	a	12	b	2	c	8	Na	0
------------------	---	----	---	---	---	---	----	---

個人面談や懇談会、アンケート調査、電話相談等、利用者が意見を述べやすい環境が整備され、利用者満足の向上に積極的に取り組んでいるところは評価されます。施設全体の福祉サービスの向上についてもPDCA(計画→実施→評価→見直し)のサイクルに基づくサービス提供の視点は欠かせませんので、組織としての体制づくりが求められます。また、サービスの提供や評価を行うにあたって、サービスの標準的な実施方法をマニュアル化していくことも必要となります。

個別支援計画の策定・評価・見直しについては、多職種の専門職員の参画により実施され、個別のサービス提供が適切に行われています。

IV 良質な個別サービスの実施	a	14	b	3	c	1	Na	0
-----------------	---	----	---	---	---	---	----	---

個別支援計画を作成し、一人ひとりの個別性に合わせた療育・発達支援が行われています。また、明るく清潔な施設環境の中で、食事については材質に配慮した食器が用いられ、盛り付けを工夫した季節感のある献立が提供されるなど、楽しい時間を過ごすための工夫がなされています。

トイレ環境は設備の面でプライバシーの配慮に十分でないところが見られました。また、権利擁護の問題など困難な課題を職員皆様で検討・研修され、よりよい施設づくりがなされるよう望みます。

IV 良質な個別サービスの実施(障害児施設:通園サービス)

【評価項目】		a	b	c	Na	判断の理由
A-1 子どもの尊重						
(1) 子どもの尊重						
1 1 コミュニケーション手段を確保するための支援や工夫がなされている。	○					「県発達障害者支援センター」によるコンサルテーションを月1回実施し、コミュニケーション手段の支援方法の向上に取り組んでおり、子どもの個別性に応じたコミュニケーション手段を確保するための工夫がなされている。
2 2 子どもの主体的な活動を尊重している。	○					子どものペースに合わせながら、その子の主体性を育てていくための支援を心がけている。また、保護者による保護者会が開催され、施設長との協議がなされている。
3 3 子どもの自力で行う日常生活上の行為に対する声かけや見守りと支援の体制が整備されている。	○					個別性を尊重し、それぞれの個性に合わせ本人のできる力を引き出すよう支援している。声かけ、見守りの姿勢が保たれるよう職員間での協議の場を定期的に設定し、話し合いをしている。
4 4 子どものエンパワメントの理念にもとづくプログラムがある。	○					「個別支援計画」に子ども一人ひとりの発達を支援するための目標や方法が明示されているが、エンパワメント理念に基づいたプログラムという点で十分でないと判断した。
(2) 子どもの権利擁護						
5 1 子どもの権利を擁護する具体的な取り組みが行われている。	○					児童虐待についての研修を実施しているが、虐待を発見した場合の対応について徹底・実践等が十分でないと判断した。
(3) 保護者との連携・交流						
6 1 保護者との連携・交流が積極的に行われている。	○					個人面談、保護者懇談会、クラス懇談会、クラス便りなどを通して、保護者との連携、交流が積極的に行われている。
(4) 生活環境づくり						
7 1 子どもが過ごしやすい環境づくりに取り組んでいる。	○					明るく清潔で、配慮された空調管理、季節に応じた壁面構成や室内的空間づくりに工夫がみられる。また、遊戯室は開放的で、床暖房設備があり、快適で子どもが安心して過ごせる環境づくりに取り組んでいる。
A-2 日常生活支援						
(1) 食事						
8 1 サービス実施計画に基づいた食事サービスが用意されている。	○					「個別支援計画」に基づき子どもの発達状態や身体状態に応じた食事サービスが用意され提供されている。
9 2 子どもの発育状況に応じ、献立や調理に工夫している。	○					嗜好調査、試食会等から食事箸の作成が行われ、子ども一人ひとりの発育状況や体調を考慮した調理が工夫されている。
10 3 食事を楽しむことができる工夫をしている。	○					食器は冷めにくく温かみのある材質のものを使用し、盛り付けや色どり・季節感を工夫した献立で、担任やクラスのみんなと一緒に楽しむことができる。

【評価項目】		判断の理由				
		a	b	c	Na	
(2) 排泄	11 1 排泄介助は子どもの障害程度や介助方法など個人的事情に配慮している。	○				「個別支援計画」に基づき、個人的事情や発達状況に配慮した排泄介助が行われ、トイレチェック表に排泄の記録をしている。
	12 2 トイレ環境に配慮している。	○				清掃は毎日行い、汚れにもそつと対応しているので清潔感は保たれている。身体状況に応じた設備・器具等の配備がなされているが、設備的に全面やプライバシーへの配慮ができない部分がある。
(3) 衣服	13 1 衣類の着替え時の支援や汚れに気づいた時の対応は適切である。	○				着替えは常時用意し、汚れた時には子どものこころを傷つけないよう速やかに対応している。
	(4) 健康管理					
14 1 日常の健康管理は適切である。	○					視診、体温チェック、保護者からの連絡表などで毎日の健康状態を把握している。定期的な健診・検査を実施し、結果は保護者に伝える。「健康管理票」が整備され、日常の健康管理が適切に行われている。
	15 2 必要な時、迅速かつ適切な医療が受けられる。	○				「てんかん発作対応マニュアル」など健康面に変調があつた場合の対応の手順が徹底・実践されている。また、地域内に協力的な医療機関を複数確保し、日常的な連携が図られている。
16 3 内服薬・外用薬等の扱いは確実に行われている。	-	○				園内での服薬は保護者からの「薬連絡表」に基づき適正になされているが、薬物使用に過誤があつた場合の対応マニュアルが整備されていない。
	A-3 自立支援					
(1) 療育の実施	17 1 子どもの発達段階に応じた適切な療育を実施している。	○				「個別支援計画」に基づき集団保育や個別訓練を実施し、個々の発達段階に応じた活動での支援・訓練・指導が行われている。日常的な医療ニーズについては医師の指示のもと看護師が対応するなど適切に療育が実施されている。
	(2) 就学の支援					
18 1 子どもの就学について支援を行っている。	○					子どもの就学については、保護者の意向を尊重している。また、学校、医療機関、児童相談所等関係機関と連携を図り就学に向けた支援を行っている。

IV 良質な個別サービスの実施(障害児施設:通園サービス)

【評価項目】		判断の理由			
		a	b	c	Na
A-1 子どもの尊重					
(1) 子どもの尊重					
1 1 コミュニケーション手段を確保するための支援や工夫がなされている。	○				「県発達障害者支援センター」によるコンサルテーションを月1回実施し、コミュニケーション手段の支援方法の向上に取り組んでおり、子どもの個別性に応じたコミュニケーション手段を確保するための工夫がなされている。
2 2 子どもの主体的な活動を尊重している。	○				子どものペースに合わせながら、その子の主体性を育てていくための支援を中心がけている。また、保護者による保護者会が開催され、施設長との協議がなされている。
3 3 子どもの自力で使う日常生活上の行為に対する声かけや見守りと支援の体制が整備されている。	○				個別性を尊重し、それぞれの個性に合わせ本人のできる力を引き出すよう支援している。声かけ、見守りの姿勢が保たれるよう職員間での協議の場を定期的に設定し、話し合いをしている。
4 4 子どものエンパワメントの理念にもとづくプログラムがある。	○				「個別支援計画」に子ども一人ひとりの発達を支援するための目標や方法が明示されているが、エンパワメント理念に基づいたプログラムという点で十分でないと判断した。
(2) 子どもの権利擁護					
5 1 子どもの権利を擁護する具体的な取り組みが行われている。	○				児童虐待についての研修を実施しているが、虐待を発見した場合の対応について徹底・実践等が十分でないと判断した。
(3) 保護者との連携・交流					
6 1 保護者との連携・交流が積極的に行われている。	○				個人面談、保護者懇談会、クラス懇談会、クラス便りなどを通して、保護者との連携、交流が積極的に行われている。
(4) 生活環境づくり					
7 1 子どもが過ごしやすい環境づくりに取り組んでいる。	○				明るく清潔で、配慮された空調管理、季節に応じた壁面構成や室内の空間づくりに工夫がみられる。また、遊戯室は開放的で、床暖房設備があり、快適で子どもが安心して過ごせる環境づくりに取り組んでいる。
A-2 日常生活支援					
(1) 食事					
8 1 サービス実施計画に基づき子どもの発達状態や身体状態に応じた食事サービスが用意されている。	○				「個別支援計画」に基づき子どもの発達状態や身体状態に応じた食事サービスが用意され提供されている。
9 2 子どもの発育状況に応じ、献立や調理に工夫している。	○				嗜好調査、試食会等から食事箋の作成が行われ、子ども一人ひとりの発育状況や体調を考慮した調理が工夫されている。
10 3 食事を楽しむことができる工夫をしている	○				食器は冷めにくく温かみのある材質のものを使用し、盛り付けや色どり・季節感を工夫した献立で、担任やクラスのみんなと一緒にゆっくり食事を楽しむことができる。

【評価項目】		判断の理由			
(2) 排泄	a b c Na				
11 1 排泄介助は子どもの障害程度や介助方法など個人的事情に配慮している。	○				「個別支援計画」に基づき、個人的事情や発達状況に配慮した排泄介助が行われ、トイレチェック表に排泄の記録をしている。
12 2 トイレ環境に配慮している。	○				清掃は毎日行い、汚れにもそのつど対応しているので清潔感は保たれている。身体状況に応じた設備や補助具等の配備がなされているが、設備的に安全部分がある。
(3) 衣服					
13 1 衣類の着替え時の支援や汚れに気づいた時の対応は適切である。	○				着替えは常時用意し、汚れた時には子どもたちのこころを傷つけないよう速やかに対応している。
(4) 健康管理					
14 1 日常の健康管理は適切である。	○				視診、体温チェック、保護者からの連絡表などで毎日の健康状態を把握している。定期的な健診を実施し、結果は保護者に伝えらる。「健康管理票」が整備され、日常の健康管理が適切に行われている。
15 2 必要な時、迅速かつ適切な医療が受けられる。	○				「てんかん発作対応マニュアル」など健康面に変調があつた場合の手順が徹底・実践されている。また、地域内に協力的な医療機関を複数確保し、日常的な連携が図られている。
16 3 内服薬・外用薬等の扱いは確実に行われている。	- ○				園内での服薬は保護者からの「薬連絡表」に基づき適正になされているが、薬物使用に過誤があつた場合の「対応マニュアル」が整備されていない。
A-3 自立支援					
(1) 療育の実施					
17 1 子どもの発達段階に応じた適切な療育を実施している。	○				「個別支援計画」に基づき集団保育や個別訓練を実施し、個々の発達段階に応じた活動での支援・訓練・指導が行われている。日常的な医療ニーズについては医師の指示のもと看護師が対応するなど適切に療育が実施されている。
(2) 就学の支援					
18 1 子どもの就学について支援を行っている。	○				子どもの就学については、保護者の意向を尊重している。また、学校、医療機関、児童相談所等関係機関と連携を図り就学に向けた支援を行っている。